

# 郡山市介護保険の特別対策に係る障害者訪問介護等利用料助成要綱

(平成12年3月24日制定)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行に伴い増加する利用者負担を緩和するため、第4条に規定する被保険者に対し、訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所及び第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業所が介護サービスの利用者負担額の減額をして当該介護サービスの提供を行った場合に、減額分に相当する範囲内で当該事業所に予算の範囲内で助成を行うことにより、本市の介護保険制度の円滑な導入に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者施策によるホームヘルプサービス 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業によるホームヘルプサービスをいう。
- (2) 障害者施策によるホームヘルプサービス 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護等事業、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護等事業又は難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱（平成8年6月26日付け健医発第799号厚生省保健医療局長通知）に基づくホームヘルプサービスのうち、身体介護及び家事援助をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、法及び関係法令の例による。

## 第2章 利用者負担額の減額

### (対象サービス)

第3条 利用者負担額減額の対象となる介護サービスは、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（以下「訪問介護等」という。）とする。

### (減額の対象者)

第4条 利用者負担額の減額の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている被保険者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当するものとする。ただし、一度当該事業の対象外となった者については、当該事業の対象としない。

- (1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となった者
- (2) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から65歳までの者

### (減額を受ける額)

第5条 当該事業の減額対象者が減額を受けることができる額は、利用者負担額の全額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2又は第29条の2の規定に基づき給付される高

額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の額を除く。)とする。

(減額の申請)

第6条 障害者訪問介護等の利用者負担額の減額の申請をしようとする者は、郡山市介護保険障害者訪問介護等利用者負担額減額申請書(第1号様式)に被保険者証を添えて市長に申請するものとする。

(減額の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該減額に係る可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により利用者負担額の減額の可否を決定したときは、郡山市介護保険障害者訪問介護等利用者負担額減額決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、当該決定が減額を認める決定であるときは、当該通知書に障害者訪問介護等利用者負担額減額認定証(第3号様式)を添えて通知するものとする。

3 障害者訪問介護等利用者負担額減額認定証の交付を受けた者は、当該認定証を訪問介護等事業所に提示することにより、利用者負担額の減額を受けることができる。

(認定証の有効期限)

第8条 前条第2項後段の認定証の有効期限は、申請書を受理した日(以下「受理日」という。)の属する月の初日から受理日後最初に到来する7月31日までとする。

2 認定証の有効期限以後引き続き認定証の交付を受けようとする者は、毎年有効期限が切れる3週間前までに、第6条の申請を行うものとする。

3 認定証の交付を受けた者は、当該事業の対象者に該当しなくなったときは、速やかに当該認定証を市長に返還しなければならない。

(認定証の再交付)

第9条 認定証の交付を受けた者は、認定証を破損し又は亡失したときは、市長に障害者訪問介護等利用者負担額減額認定証再交付申請書(第4号様式)により再交付の申請をし、認定証の再交付を受けることができる。

### 第3章 訪問介護等事業所への助成

(助成の対象)

第10条 この要綱による助成の対象者は、訪問介護等について前章の規定に基づいて利用者負担額の減額を行う訪問介護等事業所とする。

(助成の額)

第11条 前項の訪問介護等事業所に対し助成する額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)、及び郡山市介護予防・日常生活支援総合事業施行規則により算定した訪問介護等費の額(その額が現に当該訪問介護等に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護等に要した費用の額とする。)について、当該事業所が減額した額とする。

(助成の申請)

第12条 利用者負担額の軽減を行った訪問介護等事業所は、4月分から9月分までにあっては当

該年度の10月末日、10月分から翌年3月分までにあつては当該年度の3月末日までに郡山市介護保険の障害者訪問介護等利用者負担額減額に係る助成金申請書（第5号様式）に実績報告書（第6号様式）を添えて市長に助成の申請をするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、4月分から翌年3月分までを一括して申請することができる。

（助成の条件）

第13条 訪問介護等事業所は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整えとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

郡山市介護保険障害者訪問介護等利用者負担額減額申請書

被 保 険 者	被保険者番号	個人番号
	フリガナ	生年月日 明・大・昭 年 月 日
	氏名	
	住所	電話番号 ( )

利用者負担額減額申請理由	身体障害者手帳 有 ( 級 No. ) ・ 無
--------------	-------------------------

フリガナ	生年月日	生計維持者
世帯主氏名		
フリガナ	生年月日	生計維持者
世帯員氏名		

フリガナ	生年月日	生計維持者
世帯員氏名		
フリガナ	生年月日	生計維持者
世帯員氏名		

フリガナ	生年月日	生計維持者
世帯員氏名		
フリガナ	生年月日	生計維持者
世帯員氏名		

フリガナ	生年月日	生計維持者
世帯員氏名		
フリガナ	生年月日	生計維持者
世帯員氏名		

郡山市長

上記のとおり郡山市介護保険障害者訪問介護等利用者負担額減額を申請します。

年 月 日

住所

申請者 氏名

電話番号 ( )

保険者記入欄

交付年月日	年 月 日	(市町村民税等の状況等を記入)
適用年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	

備考

- 1 太線枠内を記入してください。
- 2 □のある欄は、該当箇所にレ印を付けてください。

郡山市介護保険障害者訪問介護等利用者負担額減額決定通知書

年 月 日

様

郡山市長

㊟

先に申請のありました介護保険障害者訪問介護等利用者負担額減額申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日 (決定内容)
2 承認しない	理由

問い合わせ先 郡山市介護保険課 電話番号



障害者訪問介護等利用者負担額減額認定証再交付申請書

年 月 日

郡山市長

申請人 住所

氏名

障害者訪問介護等利用者負担額減額認定証を破損・亡失したので再交付申請いたします。

被 保 険 者	被保険者 番 号		個人番号			
	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏 名		電話番号	( )		
	住 所	〒 -				
破損・亡失 年 月 日		<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 亡失		年 月 日		

郡山市介護保険の障害者訪問介護等利用者負担額減額に係る助成金申請書

年 月 日

郡 山 市 長

所在地  
名 称  
代表者名

㊟

下記のとおり介護サービスの利用者負担の減額を実施しましたので、郡山市介護保険の特別対策に係る障害者訪問介護等利用料助成要綱第12条の規定に基づき申請します。

記

1 利用者負担の軽減措置の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 利用者負担の減額の状況

軽減措置 人 数	本来受領すべき 利用者負担額	減額した額

3 添付資料

